

## 豊中市伊丹市クリーンランド内部統制実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）の内部統制の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本方針 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第160条において準用する同法第150条第2項の規定に基づき、クリーンランド管理者（以下「管理者」という。）が定めるクリーンランド内部統制基本方針をいう。
- (2) 対象事務 基本方針に定める内部統制の対象となる事務をいう。
- (3) リスク 対象事務の適正な執行の阻害となる要因をいう。
- (4) リスク対応策 リスクの発生を防止し、又は低減等するための対応策をいう。
- (5) 内部統制体制の整備 基本方針に基づき、全ての課において、リスク対応策を整備・運用するための体制を整えることをいう。
- (6) 内部統制体制の運用 リスク対応策が、事務上のミスの防止や問題の早期発見につながるなど、効果を発揮して機能することをいう。
- (7) 内部統制体制の評価 内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用の状況について把握し、不備の有無について確認することをいう。

(内部統制最高責任者)

第3条 内部統制体制の整備、内部統制体制の運用及び内部統制体制の評価（以下「内部統制体制の整備等」という。）に関する最終的な責に任ずるため、内部統制最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は管理者をもって充てる。

(内部統制副責任者)

第4条 内部統制体制の整備等に関し最高責任者を補佐し、必要な検討や各所属に対する指示を行わせるため、内部統制副責任者（以下「副責任者」という。）を置く。

2 最高責任者に事故等があったときは副責任者がその職務を代理する。

3 副責任者は、クリーンランド副管理者をもって充てる。

(内部統制総括推進者)

第5条 最高責任者及び副責任者の命を受け、内部統制体制の整備等に関する事務を処理させるとともに、リスク対応策の整備及び実施を総括し、必要な指導・助言を行わせるため、内部統制総括推進者（以下「総括推進者」という。）を置く。

2 総括推進者は、クリーンランド事務局長（以下「事務局長」という。）をもって充てる。

(内部統制推進者)

第6条 課内の対象事務に関するリスクを把握し、必要なリスク対応策の整備を行うとともに、

リスク対応策の実施状況を日常的に把握し、それらの不備に対する是正を図らせるため、課に内部統制推進者を置く。

2 内部統制推進者は、課長をもって充てる。

(職員の責務)

第7条 職員は、対象事務を執行する中で日常的に起こり得るリスクを把握し、必要なリスク対応策を検討するよう努めるとともに、整備されたリスク対応策を遵守するものとする。

(内部統制推進事務局)

第8条 総括推進者を補助し、内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用を推進する役割を担う事務局として内部統制推進事務局（以下「推進事務局」という。）を置く。

2 推進事務局は、総務課とする。

(内部統制評価部局)

第9条 総括推進者を補助し、内部統制体制の評価を行い、法第160条において準用する同法第150条第4項に規定する報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）の原案を作成する役割を担う部局として内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）を置く。

2 評価部局は、別表1に定める課をもって充てる。

3 評価部局は、総務課が総括する。

(内部統制推進会議)

第10条 次に掲げる事項を行うため、内部統制推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(1) 最高責任者・副責任者の意識の共有

(2) 最高責任者・副責任者からの指示事項

(3) 内部統制評価報告書に関する事項

(4) リスクの評価

① リスクの識別・分類

② リスクの分析・評価

(5) リスク対応策の整備

(6) その他内部統制体制に関する事項

2 推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

3 議長は総括推進者をもって充て、議長は必要に応じて推進会議を招集する。

4 委員は、別表1に定める課の長及び、別表2に定める者をもって充てる。

5 議長は、必要がある場合委員以外の者を招集することができる。

6 推進会議の庶務は、推進事務局において行う。

(評価対象期間の取組)

第11条 内部統制体制の評価対象期間は、毎年4月1日を始期として、翌年3月31日を終期とする。

2 推進事務局及び評価部局は、評価対象期間内のリスク対応策の整備方法及び内部統制体制の評価方法をあらかじめ策定する。

3 内部統制推進者は、課内におけるリスク対応策を整備し、これを実施する。  
4 評価部局は、第2項に規定する評価方法に基づき、評価基準日を第1項に規定する評価対象期間の終期とした上で、内部統制の評価を行い、次に掲げる事項を内部統制評価報告書に記載する。

- (1) 内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用に関する事項
- (2) 評価の手続
- (3) 評価の結果
- (4) 不備の是正に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、記載することが適当と最高責任者・副責任者が判断した事項

(監査委員との連携)

第12条 最高責任者、副責任者、総括推進者、推進事務局及び評価部局は、監査委員の視点をより効果的な内部統制体制の整備等につなげるため、必要に応じて監査委員との連携を図るものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年 3月 25日から実施する。

別表1 (第9条・第10条関係)

豊中市財務部財政課 (併任職員)
豊中市会計課 (併任職員)
豊中市伊丹市クリーンランド総務課

別表2 (第10条関係)

事務局次長 (事務担当)
事務局次長 (技術担当)
再資源・搬入課長
施設課長
管理課長